

北上市告示甲第13号

北上市浄化槽設置補助金交付要綱（平成3年北上市告示第37号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の北上市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

令和5年3月16日

北上市長 高橋敏彦

改正前		改正後	
別表（第5関係）		別表（第5関係）	
人槽区分	補助金の限度額	人槽区分	補助金の限度額
5人槽	円 <u>529,000</u>	5人槽	円 <u>585,000</u>
6人槽	<u>662,000</u>	6人槽	<u>711,000</u>
7人槽		7人槽	
8人槽	<u>897,000</u>	8人槽	<u>990,000</u>
9人槽		9人槽	
10人槽		10人槽	
備考 改正部分は、下線の部分である。			